

令和7年度 佐世保市奨学生募集要項（高校等）

佐世保市奨学金は品行方正、成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸付け、もって教育の機会均等と有為な人材の育成を図ることを目的とします。

佐世保市奨学金は貸与であり、返還義務があります。将来返還の義務等に責任を持てる方のみ申請してください。

1 奨学生となる資格

- (1) 佐世保市に住所を有する者、又はその子であること。
- (2) 高等学校又は工業高等専門学校に在学し、品行方正、成績優秀であること。ただし、専修学校高等課程に在学するもので、高等学校で既に佐世保市奨学金の貸与を受けたものは申請できません。
- (3) 経済的理由により、就学困難であると認められること。

2 奨学金の貸付

《貸付期間：正規の修業年限》

学校区分	貸付月額	備考
高校	20,000円	他の奨学金制度との併願・併給可。
高専	30,000円	
	40,000円 (いずれか選択)	

3 提出書類

- (1) 佐世保市奨学金貸付申請書（様式1）
- (2) 佐世保市奨学生推薦調書（様式2）
- (3) 令和6年分源泉徴収票（原本）、又は令和6年分確定申告書（第一表、第二表）の写し
※同一世帯に属し収入がある全員分
- (4) 住民票・・・全部（世帯分）を1通
※住民票の写しの請求時には「本籍・筆頭者をのせる」及び「世帯主名とその続柄をのせる」にチェック☑してください。
- (5) 兄弟姉妹（同一生計）が、大学、短期大学、専修学校、高等学校等に在学している場合は、在学証明書もしくは学生証・生徒手帳等の写し。
- (6) その他の証明書等（P4参照）

※提出書類は、採否に関わらずお返しできません。

4 選考及び決定

- (1) 申請書及びその他提出書類に基づき、選考委員会の審議を経て決定します。
- (2) 選考の結果は、学校を通じて申請者に通知します。(7月中予定)

5 奨学金の返還等(無利子)

- (1) 卒業後半年据置き10年以内に、全額を月賦、半年賦、年賦いずれかの方法で返還しなければなりません。ただし、返還金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
 - (2) 奨学金の貸付決定者には、「誓約書」を提出していただきます。
 - (3) 「誓約書」提出時に、連帯保証人2名が必要となります。
(1名は保護者等、もう1名は保護者等とは独立した別生計を営み、また保証能力を有するもの)
- ※(2)、(3)については、貸付決定後、改めてお知らせいたします。貸付申請時には提出の必要はありませんので、ご留意ください。

6 申請書提出期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月30日(金)まで

※受付は原則として、各高校等で行います。

7 奨学金の貸付について(参考)

採用決定者の初回貸付は、8月1日(金)に4月分から9月分までを、奨学生本人名義の口座に送金予定です。
その後は、四半期の当初に3か月分をまとめて送金いたします。
詳しくは、決定の通知とともにお知らせします。

8 問い合わせ先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市教育委員会総務課

電話(0956)24-1111(内線3106)

申請書の記入について

申請書は、事実をありのまま具体的にご記入ください。もし、事実と異なったことを書いた場合、又は指示されたことを書いていない場合は、選考から除外又は採用を取り消されることがあります。

1 同一生計の家族

- (1) 同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしているもの全員について記入してください。（単身赴任、入院、市外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活しているものは同一生計となります。）また、所得の種類については、給与・給与外に区分し、該当するものを○で囲んで下さい。

〈給与〉

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、年金、恩給、賞与、専従者給与等によって得る収入。また、遺族年金、遺族扶助料、傷病手当金、生活保護法による扶助料等も給与として記入。

〈給与外〉

自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商、自由労務等によって得る収入（ただし、大工、左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている方は給与として記入）また、利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚知人からの援助等によって得る収入も給与外として記入。

- (2) 同一生計で収入のある方全員分の、所得が確認できる書類を提出してください。
- ア．給与所得者は、事業所発行の令和6年分の源泉徴収票の原本を提出してください。給与所得者以外は、令和6年分の確定申告書（第一表、第二表）の写しを提出してください。
 - イ．職の異動等により、令和6年分の源泉徴収票が参考とならない場合は、勤務先から給与月額証明書（本市様式）の作成を受け、提出してください。
 - ウ．家族に年金、恩給を受給している方がいる場合は、令和6年分の源泉徴収票又は最新の振込通知書等の写しを提出してください。
 - エ．生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等の写しを提出してください。（金額の記載があるもの）
 - オ．家計支持者が無職の状態である時は、民生委員が発行する無職に関する証明を取り提出してください。
 - カ．失職等で収入の把握が困難である時は、1ヶ月の生活費申告書（本市様式）を作成し提出してください。

2 [特記事項] 生活の状況（健康状況）及び家庭の状況

特別に記載することがある場合にご記入ください。（例えば、父子・母子家庭の場合や長期療養者がいる場合等）

3 世帯の状況

該当するものがある場合は、○をつけてください。

4 市奨学金の貸与の有無

本人、兄弟姉妹が佐世保市奨学金の貸与を受けたことがある場合、保護者が佐世保市就学一時金の貸与を受けたことがある場合は、必要事項にご記入ください。

5 貸与月額

2万円、3万円、4万円から選択し、貸与希望金額を記入してください。

6 奨学金を希望する理由

- (1) 希望理由を具体的に記入してください。
- (2) 家計支持者が無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をご記入ください。その場合、現在の生活費の出所及び月額、最近1ヶ月の支出の内訳等を記載してください。

7 その他の証明書等

- (1) 同一生計の兄弟姉妹が、大学、短期大学、専修学校、高等学校等に在学している場合は、令和7年度の在学証明書もしくは学生証・生徒手帳等の写しを提出してください。
- (2) 主たる家計支持者が別居している場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票の写し又は最新の公共料金支払い領収書の写し（住所記載あるもの）を提出してください。
- (3) 同一生計者の中に身体障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護4・5）を所有している方がいる場合は、その手帳の写し又は介護保険被保険者証の写しを提出してください。
- (4) 同一生計者の中に6ヶ月以上にわたる長期療養者がいる場合は、6ヶ月以上の療養と分かる医師の証明書等を提出してください。
- (5) 火災・風水害・盗難等の被害を受けたために、将来長期（2年以上）にわたって困窮状況におかれると認められる場合は、被災証明書、り災証明書、盗難届出証明書等を提出してください。

※必要がある場合は、上記以外の証明等をご提出いただく場合があります。